

○議長（菊地恵一君） 二十一番高橋宗也君。

〔二十一番 高橋宗也君登壇〕

○二十一番（高橋宗也君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

二〇二一年、今年も残すところあと二十四日となりました。この十年間、あの東日本大震災の発生、そして世界的なパンデミック、まさに激動の十年でありました。我が宮城県においては村井県政五期目がスタートいたしました。私は広く県民の皆様の意見を聴き多くの県民の皆様の信頼を得て、光輝くところは最大限に伸ばしつつ光の当たらないところにも光を当てていくことが政治の原点だと考えております。知事におかれましては不断のリーダーシップを発揮して課題を先送りすることなく、持続的な発展と確かな未来に向けた政策を県民の皆様に示し確実に実施していくことを改めて強く期待いたします。まさに、これからが正念場であります。今後の県勢発展に向け、残された復興の課題、百年、千年と続く震災の記憶伝承、防災力の強化、そして感染症禍における農業・水産業の振興などについて横断的に県の方針をお伺いいたします。

初めに、今後の防災力強化について伺います。

私の手元に十年前の手帳があります。東日本大震災の年、二〇一一年から二〇一三年まで使う予定で購入した、いわゆる三年ダイアリーです。しかし、三年間使い続けることはできず二〇一一年の一年間でびっしりと余白まで使い切ってしまいました。震災時、私は東松島市で復興業務を担当する一人として地域の合意形成、復興計画の策定、そして国との事業や許認可制度の調整に携わっておりました。個人的なことで誠に恐縮ですが、当時、私は津波で亡くした娘の葬儀を行うことも叶わず住居も仮設住まいでありました。一人の被災者として、また、ある意味で復興の真ん中にある行政の担当者として、もがいておりました。尽きることのない膨大な業務に追われていたと言ったほうが正確かもしれません。被災自治体は人も地域も、また庁舎さえも大きな被害を受け苛酷さを極めておりました。もとより、私だけではなく東日本大震災時、基礎自治体の職員はその多くが自ら被災し、ある者は家族、親戚、友人等を亡くし、また、住居を失いながら通常業務に加えて復旧・復興、医療ケア、避難所対応、行方不明者捜索、御遺体の安置、物資・食料調達など膨大かつ緊急的な業務に当たっておりました。改め

て当時の私の手帳を読み返すと、業務の膨大さに加えて国の各省庁との制度調整には特に時間を要していたことや、結果として被災者への説明が十分に行えないもどかしさ、歯がゆさなど残念な気持ちがつづられています。そのような状況が約一年続き、その後、二〇一二年二月十日、復興庁が設置され初めてワンストップ的な省庁がスタートして、当初の混乱的な状況から脱し復興業務も次第に軌道に乗ってきたことを記憶しております。現場を経験した者の一人として災害対応が一元化されていない我が国の防災体制の改革は必須だと確信しています。現況の内閣府特命防災担当大臣と復興大臣の二面方式や消防庁長官指揮下の緊急消防援助隊、国土交通省指揮下の緊急災害対策派遣隊など、すばらしい人材がそろっていますが制度的には課題があります。制度の改革は、まず当事者、そして現場から声を上げることから始まります。私はこれまでも継続的に訴えてきたとおり、災害が起こった後の後追い対策であり続けてきた我が国の防災体制は根本的に見直す必要があると考えています。復興庁の設置法は当面延長されたものの時限法であり、このままでは復興庁の組織も築き上げてきた知見も散逸してしまいます。これまでの十年間の復興で積み重ねてきたノウハウを生かし、加えて、防災政策を担う仮称防災復興庁の創設を最大被災地宮城県として、継続的に国に強く訴えていくことが必要ではないでしょうか。知事は、県議会は民意を反映しており、その意思を最大限に尊重する旨、各方面で発言されておりますので申し添えますが、我が県議会としては一昨年、防災復興庁を創設し常設化する意見書を全会一致で採択しており、言わば我が県の意思は防災復興庁の設置推進です。危機管理は最悪の事態を想定しておくことが必要です。世界的にも国家組織が防災を担うことが標準化されており安全安心はSDGsの根底にある基本政策です。加えて、共同通信社のアンケート調査によると、我が国の自治体の六一・四％は災害の備えから復興までを一手に担う国の専門機関、防災省が必要と考えており、その多くが理由として防災業務が複数省庁に分散する弊害を指摘しています。復興庁が蓄積した情報や経験を生かし防災面の指揮系統を一元化して巨大災害に備え復興を担うことには大きな意義があります。根本には、この東日本大震災で私たちが経験したあまりにもつらい状況を繰り返すようなことがあってはならないというシンプルで強い思いがあります。また、このたびの感染症禍においては特に東京を含む首都圏一極集中の課題、そして、その脆弱性については改めて全国民が再認識したところです。国

難となる首都直下地震、また、東南海地震などに備えるためには過度な東京集中から位置的にもリスク分散を図ることが必須であります。なお、新たな組織は防災インフラが整備され気候的にも適した地域、すなわち我が県をはじめ東北地方が最適地だと考えます。知事は全国知事会、国民運動本部の本部長であり知事会の危機管理・防災特別委員会委員でもあります。震災十年の節目に当たり私から改めてこの課題について提言し、知事の考え方と今後の見通し等について伺います。

次に、震災伝承について伺います。

東日本大震災を踏まえた教訓継承の基礎となる資料や記録は次第に充実してきています。また、今年から県が被災地を巡るバスツアーを初めて企画するなど震災伝承の充実強化に向けて当局が動き始めたことは評価しています。一方で時間の経過やコロナ禍等もあり震災の経験を伝承する人材の減少や高齢化が進行しています。記録は保存だけではなく活用していくことによって本来の目的を達成し、何があつたのかを語る人がいてこそ教訓が伝わります。実際に現場で経験した方の生の声で伝えることが最も訴求力があることは論をまちません。今後、百年、千年と伝承の継続が求められる中で、あの東日本大震災からたった十年が経過したにすぎません。今後の伝承体制の充実に向けて仕組みを整えていくのは、まさに今がそのタイミングです。県内各地には東日本大震災のことを詳しく知りたい、被災地を訪れて学びたいという人々のために通称語り部と言われる人々がいます。各地で語り部または語り部的な活動を行っている方々は多くが被災者であり、また、御遺族である方もいらっしゃいます。当時のことを思い出すのもつらい状況という方が多数いる中で、強い使命感で今後の防災力の強化や悲しみを繰り返さないという思いの下、この活動に取り組んでいることに改めて心からの敬意と感謝をささげます。東日本大震災の語り部の育成、そして組織的・広域的な連携は既に福島県で本格的に事業着手しており、震災の記憶や教訓、被災地の現状や復興状況などをお伝えする方々や団体を県が積極的に育成、ネットワーク化し、全国、世界に向けて情報発信しています。東日本大震災からこれまでの十年間は記憶に残る期間であつたかもしれませんが、これからがまさに震災伝承に向けて工夫しながら継続・充実していく期間になります。県として震災の記憶を語り継ぎ次の世代に伝承していく具体的な取組を強化すべきです。今後の震災伝承、また、語り部活動に対する県の支援方針を伺います。

次に、震災遺構の広報強化について伺います。

各地に整備保存された震災遺構については全国の人々に対して興味を持っていただけるように、また、訪れたいと行動を起こしていただけるように紹介し広報していくことが求められています。みやぎ東日本大震災津波伝承館はゲートウェー機能を果たし、被災自治体と文字どおり連携していくことが本来の役割だと思われませんが、県として現在の各震災遺構の広報状況と各地との連携方針を伺います。

次に、所有者不明の土地問題について伺います。

東日本大震災からの復興においては事業の用地取得等を行う際、相続の手續未処理や共有名義の放置問題など権利関係の調整が必要な事案が多く、中には全体の筆数の約三割にも及ぶ地域もありました。こうした土地の権利調整は難航し東日本大震災・復興特別区域法の改正によって手續の緩和が実現したのは、震災から三年以上が経過した二〇一四年四月末でした。その後、我が県議会としても意見書提出等の要請を続けたこともあり法令の見直しにつながりました。二〇一八年に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、二〇二〇年の土地基本法の改正、今年四月に成立した民事基本法則の見直しの三つの法改正が実現したことは、東日本大震災の経験を踏まえた土地政策や民事法制にも踏み込んだ制度改善の一つではないかと思えます。一方で土地の問題は、人口減少という社会の変化と前時代的な不動産制度のはざままで広がってきた構造的な課題となっており、我が国全体でこのような所有者不明の土地の総面積は実に九州全土を上回る四百万ヘクタールにも上り、今後も増えていく可能性が高いと言われています。法の改正は行われたものの、制度の周知や理解、そして実際の改善はまだまだ不十分です。また、この問題は県内各被災地で課題となっている被災元地の活用についても所有者が不明な土地が多数存在し、利活用促進のブレーキとなっています。今後、次なる災害に備えるため、更に限られた土地を有効に活用していくため土地問題は重要な課題であり、国・県と市町村、そして民間が連携して取り組んでいくことが不可欠です。なお、同特措法では反対する権利者がおらず現に利用されていない所有者不明土地については、市町村長の意見を聴いた上で都道府県知事の裁定により事業者が使用権を設定できるなど以前より踏み込んだ措置が講じられています。まだまだ土地問題については現況の認識も含めて未対応のところが多いと推察しておりますが、我が県における

所有者不明土地の問題について、県では面積や割合等の概要把握をしているかどうか、また、今後の本県としての対応方針について伺います。

次に、本県のサイクリングロードの復興とサイクルツーリズムの振興について伺います。

自転車専用道路の復興について昨年一般質問したところ、県自転車活用推進計画をつくり震災復興・伝承みやぎルートを基幹として確実に整備していくということでありました。御答弁のとおり今年三月に計画が策定され沿岸部復興の最終盤の事業として注視しているところです。私たちの会派におきましてもサイクルツーリズム推進議員連盟を組織し、道路や施設の整備、観光交流、健康増進など各方面から今後の政策調整を進めています。過日、同議連役員で瀬戸内しまなみ海道の調査に行つてまいりました。愛媛県においては自転車新文化推進課というサイクルツーリズム推進の専任担当部署を設置するほど力が入っており、自転車を中心とした各種政策を推し進めています。美しい海を眺めながら走るコースはイギリスの大手メディア、CNNからも世界で最もすばらしい七つのサイクリングコースに選ばれ、国内外から多くのサイクリストが訪れています。また、県民の健康づくりや地域振興にも寄与しています。当初は知名度が低かった瀬戸内しまなみ海道は、愛媛県知事の政策によってサイクリング道路のハード整備と市民、事業者の協力が進み、今治市と広島県尾道市なども加わって今や世界的にも自転車の聖地と言われ、サイクリストだけで年間三十三万人以上の利用者が訪れるまでになりました。瀬戸内しまなみ海道には通称ブルーラインと言われる青色で塗られた自転車専用通行帯が整備され、サイクルターミナルの設置や県境を越えての乗り捨ても可能になる仕組みが整っています。私たちも実際に体験いたしました。今治市から尾道市間のルートは連続して路面にブルーラインが引かれており地図を見なくても目的地にたどり着けます。また、一キロメートルごとに距離が示されているのも安心して景観や交流が楽しめます。我が宮城県においては県独自の自転車安全利用条例が制定され、県として自転車の安全な交通環境を整備推進する旨、自ら宣言したところであります。加えて、宮城の誇り、日本三景松島、更に三陸復興国立公園、栗駒、蔵王の国定公園などの景勝地が連なっています。また、震災伝承施設や復興商店街を含め自然景観や交流施設は瀬戸内しまなみ海道にも全く引けを取りません。今後、被災地のサイクリング道路のハード

施設整備が整い、更にソフト的な関係機関の連携と道路標示を含むPRを適切に行えば、世界的な潮流となっているサイクルツーリズムの日本の拠点となる要件は十分備えています。本県のサイクルツーリズムの振興策について、今後の自転車道路のハード整備や年次の計画、また、推進方針等を伺います。

次に、小型特殊自転車の活用特例について伺います。

近年、サイクリングに加えて電動キックボードなど新しいタイプの乗り物が世界各国で注目を集めています。このような新型のモビリティについて我が県でも仙台港周辺での試行モデルがスタートしておりますが、自転車道の通行など今後の活用拡大についてはどのようにお考えでしょうか。既に国は道路交通法施行規則の適用に関して原動機付自転車としての取扱いに加え、産業競争力強化法に基づく小型特殊自転車として規制緩和的な特例措置の取扱いを全国約十の都府県で先行して実施しています。三大都市圏など人口過密な都市部では一部で課題も発生しておりますが、我が県の自転車道はまだ通行に余裕もあり、観光の振興や産業活性化に向けて小型特殊自転車の安全な通行は十分可能であります。この特例措置については国の認可となりますが、本県の自転車道など一部を先行的に安全なエリア設定を行い、電動キックボードなどの活用を幅広く検討していくことが必要ではないでしょうか。活用を希望する市町村や団体・企業への支援策など今後の当局の方針を伺います。

次に、大綱の二点目、感染症対策と産業の再生について今後の方針を伺います。

このたびのパンデミックによって多くの産業が大きな影響を受けました。それぞれの業界にとってはまさに死活問題です。その中で本県の重要な一次産業、農業、水産業にとつてあまりにも大きな影響が生じています。緊急的な一次産業救済措置の発動が必要でありますし、加えて、長期的な視点ではそれぞれ生産者が将来に希望を持てるような持続的な仕組みづくりが必要不可欠だと考えます。以下、対応策を伺います。

まず、農業政策について伺います。

県産米の概算金が約二五%から三〇%急激に下がりました。採算ベースが割り込む誠に深刻な事態に直面しています。このような状況から今年度は独自施策として十アール当たり二千円から一万円を交付する方針を示した市町村が多くなっています。緊急的措置として必要なことではありますが、基礎的自治体の財政支援には限界もあり長期的

な継続が難しいことは既に多くの農業者が認識しております。低下の要因については世界的な感染症禍による需要減少、在庫米の増加とすることには理解を示しつつも問題はもっと根本にあるのではないのでしょうか。近年でも概算金は著しく低下したことがあります。二〇一〇年に八千七百円、二〇一四年には八千四百円に下落したことがあります。米価の問題はコロナ禍の要因だけではありません。持続できる農業の将来像を示し根本的な対応を取って、農家の営農意欲や将来の希望が持てる農業経営を実現していくことが必要です。今議会における県の対応補正予算七億四千万円については、まさに焦眉の急として必要な対応であります。私からは米政策についての長期的な県の対応方針を伺います。今回の米価の低下は県単位で著しい差異が生じていました。一方で、新しいブランドや販売戦略、関係機関との綿密な協力等によって米価の著しい低下に歯止めをかけた地域もあります。まず、県としてこれまでの米政策に係る総合的な評価を伺います。そして、その評価を踏まえ、これからは何を優先して進めていくのか、そして、どんな将来像を目指していくのか、今後の確固たる県の戦略についてお示しください。

次に、水産業について伺います。

水産業は、価格、漁獲ともに非常に深刻な状況を迎えています。コロナ禍による価格の低迷だけではなく漁業は温暖化等による漁獲の低下で二重に苦境に陥っています。

我が県は平成十五年、みやぎ海とさかなの県民条例を制定し、県、県民、そして水産事業者が果たすべき役割を定め次世代に引き継いでいくことを決めています。今こそ県としての役割を果たしていくときであり緊急的な支援と長期的な温暖化対策の二方面から政策立案が急務です。例えば、カキについては、今年十月、今シーズン初入札時の落札価格は一部で昨年より実に約四割落ち込みました。また、サケ漁は非常に深刻です。今年の漁獲は最盛期の実に一%から二%、まさに壊滅的な状況に陥っています。県内の定置網漁業者の多くはサケ漁が主体であり、このままでは定置網漁業の継続は困難となり宮城のサケの食文化すら危機的な状況に陥ります。このままでは多いときで約六千六百七十万尾を放流していたサケの稚魚放流に必要な魚卵の確保がままならないのは明らかです。内水面における採卵・稚魚育成財源の一部は海面漁業の水揚げ協力金七%で補っています。財政的にも宮城のサケは誠に大変な状況を迎えています。今年の深刻なサケ水揚げ状況では稚魚育成放流に関する仕組みが根本的に成り立ちません。特に今年は全

国的にサケが極端な漁獲減少に陥っており他県に頼ることもほぼ不可能です。このような状況の中、県内のサケ漁業者は遡上するサケの減少によって種卵確保が困難になっているため、定置網などに入る海のサケから採卵する海産親魚と言われる取組に着手しています。本来なら高値で売れる海産のサケをあえて採卵に回している状況です。サケ漁の極端な不漁に関しては財政援助も含めて行政的な支援が緊急的に必要になっています。このままでは宮城のサケのDNAが未来永劫、途絶えてしまいかねません。当局の英断を強く期待しつつ、今後のサケ漁業に関する支援方針をまず伺います。

また、併せて今年を含む経年のサケの漁獲水揚げ数、そして同様に稚魚放流の見込みなどを伺います。

最後に、水産業の温暖化対策について伺います。

沿岸海域で明らかな海況の変化が発生しており温暖化に対応した漁獲の回復に向けて、まずは海況の調査を以前よりも綿密に行っていく必要があります。県内でも松島湾は温暖化の影響が著しく、数年前は一部の漁場でカキが死滅するなど大きな被害が発生いたしました。今年も同様な傾向が見られます。県では松島湾内の十八ポイントで水温や塩分濃度等の水質調査を二か月に一度実施していますが、調査箇所不足や回数不足が漁業者から指摘されています。近年の著しい海水温の上昇など海況変化に対応した調査を以前より強化して実施すべきです。また、サンマ、イカなど従来主力だった漁獲のほとんどが極端な不漁となっている状況の中、今後の漁業の持続に向けては、つくり育てる漁業、養殖に大幅にシフトしていく必要があります。そのためには温暖化の対応が欠かせません。今後、漁業振興のプランは環境変化に対応した温暖化バージョンに大きく変えていく必要が生じています。そのための一歩は水質等の調査強化と以前にも増した種苗生産の強化など養殖への更なる投資拡大です。まず、水質調査の強化について、更に漁業政策に係る養殖産業の温暖化対応について伺います。

以上で、壇上からの質問を終了いたします。

御清聴ありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 高橋宗也議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ござい



ました。

まず、大綱一点目、残された復興の課題と防災力の強化についての御質問のうち、仮称防災復興庁の新設についてのお尋ねにお答えいたします。

大規模化・頻発化する災害に対応するため、東日本大震災をはじめとする過去の災害や復興への取組から得た教訓を最大限に生かすとともに、復旧・復興までを見据えた防災・減災対策を国全体で強化する必要があると考えております。そのため、県では国の指揮命令系統を明確化し調整権限や予算措置権限等も含めて、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う防災・減災体制の整備について全国知事会を通じて国に求めております。また、国の災害対策本部など首都圏に集中している政府の危機管理機能を首都圏以外の地域へ分散・移転することは重要であると考えていることから、北海道東北地方知事会を通じて代替機能を持った施設の東北地方への整備についても国に要望しているところであります。

次に、大綱二点目、感染症対応と農業・水産業の持続的発展についての御質問にお答えいたします。

初めに、米政策の総合的評価と今後の戦略についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県は、ササニシキ、ひとめぼれ、だて正夢などの優れた品種を育成し、生産者やJA等農業団体、行政が連携して生産・販売両面でたゆまぬ努力を重ね、米の主産県としての地位を維持してまいりました。一方で、みやぎ米は冷害や水害、更には東日本大震災など度重なる災害の影響を受け、結果として定時・定量出荷が求められる小売店等の販路が減少することとなりました。このため、中食・外食向けの需要の開拓に取り組み全国でも業務用米比率の高い産地となりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大によってこの業務用米の消費が低迷し現在の状況になったものと考えております。県といたしましては米の需給改善に努めるとともにJA等農業団体の考えをしっかりと伺いながら、消費者や実需者のニーズを捉えた様々な販路開拓に一体となって取り組んでまいります。更に、水田の効率的な利用に向け基盤整備や土地利用調整を進めるほか、麦・大豆の団地化、園芸作物の産地形成、アグリテックを活用した低コスト化などの取組を支援し県内稲作農家の経営安定を図ってまいります。

9 次に、今後の漁業政策における温暖化への対応と具体的な政策についての御質問に

お答えいたします。

我が県の水産業は、近年、海洋環境の変化によりサケやサンマなどが不漁となる一方、マイワシなどの漁獲量増加が顕著となっており、持続可能な水産業の発展に向けて、こうした変化に柔軟に対応していくことが極めて重要であるものと認識しております。

このため、県では漁獲低迷に苦しむ小型サンマ漁船によるマイワシの試験採捕や高水温に耐性のあるワカメの育種のほか、ヒジキやアカモクなど新たな養殖品種の導入に向けた試験研究に取り組んでおります。また、環境変化に影響を受けない陸上養殖への期待が高まっていることから、閉鎖循環式陸上養殖研究施設の整備も進めているところであります。県といたしましては、今後、新たに立ち上げる不漁対策会議などでの県漁協や関係漁業者との議論を踏まえ、効果的な対策を講じることにより第三期水産基本計画に掲げた持続的で収益性が高く、創造的な漁業・養殖生産体制の確立の実現を図ってまいりますと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

〔復興・危機管理部長 佐藤達哉君登壇〕

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 大綱一点目、残された復興の課題と防災力の強化についての御質問のうち、伝承者や伝承団体に対する今後の支援方針についてのお尋ねにお答えいたします。

震災の記憶と教訓を後世に伝え継いでいくためには、当時の被災体験などを現地で直接語りかける語り部など伝承団体の皆様の活動が重要であると認識しております。こうしたことから、県では伝承団体や被災市町との意見交換を通し関係者間のネットワーク化を図るとともに、各地域で抱える課題解決の一助となるよう研修会を開催しているところでございます。今後は伝承団体や学校などと情報を共有しながら若い世代の語り部の育成につなげていくほか、県内各地の震災伝承施設等の情報を一元的に取りまとめ、パンフレットやホームページを通じて国内外に向けて広く発信してまいります。更に、みやぎ東日本大震災津波伝承館の多目的スペースを活用し伝承団体と連携した震災学習プログラムや座談会を企画するなど、震災伝承の拠点施設として多様な主体が集う場の創出と関係団体の相互連携に努め、持続的な伝承活動へつながるよう取り組んでまいり

ます。

次に、伝承館についての現状認識と各地の震災遺構に係る広報の状況、連携方針についてのお尋ねにお答えいたします。

伝承館には今年六月の開館以来、県内児童生徒の校外学習や県外からの修学旅行、企業の研修旅行など多くの団体に御来館いただいております。震災の記憶と教訓を後世に伝える施設として、また、防災意識の向上を図る施設として一定の成果を上げているものと認識しております。一方、来館者からは映像を見るための機器が少ない、津波の恐ろしさを実感できるリアルな展示物がない、他の伝承施設とのネットワークが見えないなどの御意見をいただいております。各地の震災遺構に係る広報については、現在、パネルの展示などにより行っておりますが、今後は語り部の講話と合わせた新たなパネルの展示や現地の遺物を展示した特別企画のほか、各地の伝承施設等を映像で紹介するための大型モニターの設置などゲートウエー機能を強化してまいります。また、各地の震災遺構との連携を図るため県内の伝承施設等の情報を集約し、施設間の周遊を促進するパンフレットを新たに作成するほか、被災地を巡るバスツアーの企画や教育旅行等の誘致を行うなど関係団体と連携した情報発信に更に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 企画部長志賀真幸君。

〔企画部長 志賀真幸君登壇〕

○企画部長（志賀真幸君） 大綱一点目、残された復興の課題と防災力の強化についての御質問のうち、所有者不明土地についてのお尋ねにお答えいたします。

いわゆる所有者不明土地につきましては様々な定義があり、また、個別の土地取引の過程において判明するものであることから、その把握は困難であります。国では全国的地籍調査対象地のうち約二二%が所有者不明土地に当たると推定しております。この数値を基に我が県における所有者不明土地の潜在量を試算いたしますと、その面積はおよそ十二万七千五百ヘクタールとなります。また、国では所有者不明土地の解消に資するため、法務局において長期間相続登記がされていない土地の法定相続人を調査し相続人に通知する取組を進めており、今後は所有者による土地の適正な管理がますます重

要になるものと考えております。このため、県といたしましては土地の有効利用、更には今後の災害に備える観点からも相続登記の義務化や土地所有者等の責務の明確化などについて周知に努めるとともに、現在行っている地籍調査の全市町村における早期完了に向け引き続き計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱一点目、残された復興の課題と防災力の強化についての御質問のうち、新型モビリティの活用についてのお尋ねにお答えいたします。

新型モビリティの活用は観光振興の観点から旅行形態が変化する中、町内散策や近郊周遊などマイクロツーリズム推進に向けて有効な交通手段の一つとなる可能性があるものと認識しております。一方で電動キックボードに関する特例措置については、現在、実証実験の段階にあり、更に、特例措置によらない利用についても導入に向けた体制整備や導入後の維持管理、通行に関する安全性の確保などの課題もあるものと承知しております。県といたしましては先進事例の状況を注視しつつ、導入を希望する市町村がありましたら関係企業、団体と協力し、今後の活用方策や支援について検討してまいります。私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 水産林政部長佐藤靖君。

〔水産林政部長 佐藤 靖君登壇〕

○水産林政部長（佐藤 靖君） 大綱二点目、感染症対応と農業・水産業の持続的発展についての御質問のうち、サケ漁業への支援方針と漁獲量や稚魚の放流数についてのお尋ねにお答えいたします。

震災以降、サケの沿岸漁獲量については平成二十五年度の六千五百十三トンをピークに毎年減少を続けており、定置網漁業、刺し網漁業などの沿岸漁船漁業は厳しい経営環境にあるものと認識しております。このため、今後はサケ来遊数の回復に向けて、ふ化放流体制の抜本的な見直しも視野に入れた、ふ化場間や海面漁業者との協力体制の更

なる強化や海産親魚の買上げ補助の拡充、回帰率向上に向けた取組支援など国や関係機関等と連携し放流種苗の確保に向けた取組を強化してまいります。また、沿岸漁船漁業に関しては養殖業との兼業など多様な漁業経営によるリスク分散を検討するとともに、新たに増加した暖水性魚種の活用推進や付加価値向上に取り組んでまいります。なお、今漁期の沿岸漁獲量は十一月中旬までで七十一トンと昨年同期の一九%にとどまる大変厳しい状況にあります。稚魚放流数についても平成三十年まででは五千万尾を超える放流を継続していましたが、令和元年度は二千万尾、昨年度は二千五百万尾と大きく減少しており今漁期も十分な稚魚放流数の確保は厳しい状況にあると認識しております。次に、水質調査の今後の取組方針についての御質問にお答えいたします。

県ではこれまで松島湾などで定期的に水質調査を行っているほか、カキやノリなど主力養殖品目の種苗を採取する時期には、おおむね週一回程度海水温などの漁場環境調査を実施しております。また、県内七か所に自動観測ブイを設置しておりホームページ上で海水温の日々の変化を確認することが可能となっております。一方、松島湾の最奥部など一部海域においては、これまでの観測によつて把握できない変化が生じている可能性があるものと認識しております。県といたしましては継続的に調査を実施するとともに必要に応じて地元関係者と協議を行い、観測点の追加や頻度の見直しにより海洋環境の正確な把握に努め情報を発信してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 土木部長佐藤達也君。

〔土木部長 佐藤達也君登壇〕

○土木部長（佐藤達也君） 大綱一点目、残された復興の課題と防災力の強化についての御質問のうち、自転車道の整備についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県は日本三景松島や蔵王国定公園などの全国的に有名な景勝地に加え、沿岸部においては震災遺構などの震災伝承施設も数多くあり、そうした観光拠点等を有機的に結びサイクルツーリズムを推進していくことは、観光振興や地域の活性化に大いに効果があるものと認識しております。このため、県では今年三月に宮城県自転車活用推進計画を策定し、その中で沿岸部の震災遺構や伝承施設等を巡る震災復興・伝承みやぎルートを基幹ルートとして位置づけたところです。今年度からは県内の圏域ごとに市町村や

関係団体、自転車ユーザーなどで構成する地域部会を立ち上げ、基幹ルートと連携する各地域のサイクルルートの設定のほか、ブルーラインによる路面標示や観光施設の案内看板等の走行環境の整備、休憩施設やサポート施設等の受入れ体制などについて検討を進めております。県といたしましては、今後、地域部会における議論を踏まえハード整備やソフト対策を具体的に取りまとめた実施計画を策定し、市町村及び関係団体等と連携しながら官民挙げてサイクルツーリズムの推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 二十一番高橋宗也君。

○二十一番（高橋宗也君） 何点か確認も含めて再質問させていただきます。

まず、一点目からですが、私、東日本大震災の被災地はもちろん全国の自治体、そして世論も含めて防災省が必要だと考える声が非常に多いと思っております。

まず、知事に伺いたいと思います。

以前は防災省の創設について積極的に知事会としても政府提言を行っていたと思いますが、ただ、暫定的な復興庁が延期されたことでいささかトーンダウンしているように感じます。ただいまの答弁で国に移転も含めて積極的に要望するという事をお伺いしましたが、全国知事会の国民運動本部長である知事の先頭に立つ思いを含めて、ぜひ防災省の設置については、これからも継続的に声を上げていただきたいという思いを強く持っております。ちなみに、政府はデジタル庁の設置に続き、こども庁の設置にも向かっております。時間は当然必要だと思いますが、この防災省の問題は被災地の宮城県が発信していかないとなかなか進まないと思っております。この件について知事の方針を確認したいと思います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど御質問の中で震災の直後に国との調整に非常に戸惑ったというお話がございました。私自身もあの時に国と一つ一つ調整するのに非常に大変な思いをしたことを今でもよく覚えております。そういった意味では、いざというときに一元的に財源も含めて国の考え方をまとめることができるような組織があると、大きな災害が来たときに非常にスムーズに復旧・復興が進むのではないかなという思いを持っております。そういったこともあり、全国知事会、そして北海道東北地方知事会、両方

どちらからも国に要望しております。継続的に要望し続けたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 二十一番高橋宗也君。

○二十一番（高橋宗也君） ありがとうございます。ぜひ、そのように強く発信していただきたいし仲間を増やして知事会で声を高めていただきたいと思います。我々の実務経験上、残念ながら被災地のマンパワーには非常に限りがあります。更に大都市圏などの人口密集地のことを申し上げますと、前回の台風十九号でもはつきりしましたが避難所に入れない住民の方が物すごくいて二割、三割しか入れない。自治体によっては被害を受けていながら避難所にも行けない住民が多いのです。残念な現実ですが、極端に言う和我国では避難所に行けば食事もお風呂も大丈夫なこと、あるいは、避難所に行かなければ三日間、食事が手に入らないことを御存じない方が多いと思っております。もう一度、我々も含めて十年前をしっかりと思い出して、その思いを発信していただかないと伝わらないというのが残念な現実なので、ぜひ、その思いを酌んでいただきたいと思います。

それで、伝承のほうですが、復興・危機管理部長の答弁で他の伝承施設とのネットワークが見えないとありましたが、私もそのとおりだと思っております。残念ながらこのような状況で災害対策基本法では伝承は住民の責務となっておりますが、地方自治体は努めなければならないという努力規定です。ただ、我が宮城県にとって努力規定というレベルではないと私は思っています。現況で伝承関係について不足だという御答弁をいただきましたので、これから本当に高めていただきたいと思います。現況では県のホームページに各地域の震災遺構のネットワークのリンクすら貼られていません。このような状況では本当に今の御答弁のとおりかと思つて疑問に思うところがあります。本当に十分だと思いいないのでしょいか。抜本的な改革的なお話もありましたが、どこから改革していかれるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 先ほど来場された皆様のお声も御紹介させていただきますました。ネットワークが見えないというお話もございました。こうした御意見、それから伝承団体の皆さんとも意見交換も並行してやっておりますので、そうした中で我々も足りない部分、至らない部分をしっかりと意識しながら施策を検討していきたいと

考えております。

○議長（菊地恵一君） 二十一番高橋宗也君。

○二十一番（高橋宗也君） やっとコロナ禍が少し落ち着きまして伝承施設にも修学旅行も含めて訪れるようになっていきます。もしかすると十年目の節目の今がその伝承活動を見直す機会だと思えます。復興・危機管理部ができ、これからだと思いますが、今年一年の活動がなかなか見えてこない部分がありました。ぜひ、その部分は強めていただきたいと重ねてお願いしたいと思います。

続いて、産業部分ですが、先に水産業の対応をお伺いいたします。

同じく水産林政部長から抜本的な見直しを行う、また、観測地点の追加を行うという御答弁がありました。養殖事業にかじを切っていくことに関しての積極的な回答がなかったようにも拝聴いたしました。例えば、サケは我が県の文化でもあります。ギンザケに振り替えざるを得ないと言いますか、ギンザケが今、宮城県の中心にもなっています。今や水揚げだけで七十億円以上、関連だと百億円産業です。ただ、いまだに稚魚も卵も北海道あるいは海外に頼っています。こんな状況で本当にいいのかと我々は県漁協との意見交換でも再三にわたって言われております。このあたりの種苗の強化について、今後、どのような方針で臨まれるのか、伺いたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 水産林政部長佐藤靖君。

○水産林政部長（佐藤 靖君） ギンザケの養殖につきましては、種苗については北海道の二業者から提供されて、それを宮城県や岩手県にある内水面の養殖業者が種苗を作って、宮城県の海面に入れて養殖するというサイクルで成り立っております。今、議員がおっしゃられましたとおり宮城県としても種苗の確保というのは喫緊の課題であると認識しております。県漁協といろいろな連絡を密にしながら対応等について協議してまいりたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 二十一番高橋宗也君。

○二十一番（高橋宗也君） 近々的にはそのとおりですが抜本的な見直しを行うということであれば、ここは投資を深めていくほうが適切だと思います。総務部長の範疇かもしれませんが、財政的にもぜひ、この水産業の苦境を救うと言いますか、水産業を持続させていただくためには、この部分は必要不可欠だと思っております。ちなみに、震災



前、四千経営体の漁業者がいましたが、今、半減です。宮城県はそれだけ深刻です。そこはぜひ思いを酌んでいただいて、これからの投資を深めていただくように重ねてお願ひしたいと思います。その件に関して、知事、御答弁いただけますか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 本当に海の環境が劇的に変わっているということですが。これは恐らく今の技術力では変えることはできないと思います。ですから、やはり環境に合わせて我々もなりわいが成り立つようなことを考えていかなければならないと思っております。そういった意味では、種苗を一つ取りましても、いろいろ工夫していくことは非常に重要だと思っております。閉鎖循環式陸上養殖研究施設の整備を進めており間もなく完成いたしますので、こういったようなものを使って新しい漁業というものを研究していきたいと思っております。積極的に、前向きに多少お金がかかっても優先度を上げて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。